

地区計画の届出に必要な書類について

建築物の新築、増築、改築や工作物の建設（垣・柵や屋外広告物の設置）、外壁の塗り替え等を行う場合は、地区計画で定める内容に合致しているかどうか確認のうえ、届出の提出をお願いします。

1 建築物の建築、工作物の建設等

位置図	届出の場所がわかる図（縮尺 1/2, 500 以上の地形図、住宅明細図等） ※土地区画整理事業施行区域内は、仮換地位置図の写しを添付してください。
求積図等	敷地面積がわかる資料として求積図を添付してください。 ※土地区画整理事業施行区域内は、仮換地指定通知書又は保留地証明書の写しを添付してください。
配置図	壁面後退や盛土の高さを確認します。（縮尺 1/100 以上） 【壁面後退について】 柱及び壁の外側からの距離を表示してください。（×壁心ではありません。） 【盛土の表示について】 盛土の表示は、敷地と道路が接する部分の一番高い所を±0 で表示し、建築物の地盤面を+何cmと表示します。 計画地盤の高さを○で囲み、現況地盤高を□で囲んでください。
平面図	建築面積、延床面積を確認します。 面積算定の根拠が分かるようにしてください。
立面図	高さを確認します。2面以上の図を添付してください。 斜線制限がある場合は斜線図を記載してください。
断面図	垣又は柵、フェンスを設置する場合は、構造、仕様及び高さを確認します。
色彩がわかる資料	<上石野・祢宜弥・袋井駅南・月見里・川井西・土橋・大門> 色彩に関する定めがある上記の地区では、各面の色彩が分かる資料（立面図に着色したものやカタログ等）を添付してください。 袋井駅南、月見里、川井西、土橋、大門地区については、マンセル値が分かるようにしてください。

2 外壁等の色の塗り替えをする場合

上石野、祢宜弥、袋井駅南、月見里、川井西、土橋、大門地区においては、色彩の分かる資料（立面図に着色したものやカタログ等）を添付してください。

3 提出部数

提出部数は2部です。うち1部は届出者の控えになります。

※地区計画に関する相談や事前審査も行っています。お気軽にご相談ください。

地区計画の区域内における行為の届出書

記入例

令和 ○年 ○月 ○日

袋井市長 様

届出者 住所 袋井市新屋1-1-1
氏名 袋井 太郎
連絡先 000-11-222

都市計画法第58条の2第1項に基づく届出内容

- 土地の区画形質の変更
- 建築物の建築又は工作物の建設
- 建築物等の用途の変更
- 建築物等の形態又は意匠の変更

について、下記により届け出ます。

記

- 1 行為の場所： 袋井市神長○-○-○
- 2 行為の着手予定日： 令和 ○年 ○月 ○日
- 3 行為の完了予定日： 令和 ○年 ○月 ○日
- 4 設計又は施工方法

土地の区画形質の変更		区域の面積		㎡	
工 建 築 物 の 建 設 又 は 概 要	ア 行為の種別 (建築物の建築・工作物の建設) (建築・改築・増築・移転)				
	イ 設 計 の 概 要	届出部分	届出以外の部分	合計	
		敷地面積	220 ㎡	㎡	220 ㎡
		建築又は建設の面積	100 ㎡	㎡	100 ㎡
		延べ床面積	180 ㎡	㎡	180 ㎡
		() ㎡	() ㎡	() ㎡	
	高さ	地盤面から 7.5 m			
用途	専用住宅				
垣又はさくの構造	コンクリートブロック2段積、フェンス H=0.8m				
建築物等の 用途の変更	ア	変更部分の延べ面積	㎡		
	イ	変更前の用途			
	ウ	変更後の用途			
建築物等の形態又は意匠の変更		変更内容			
木竹の伐採		伐採面積		㎡	

備考 店舗等の用途を兼ねるもの場合は、イ 延べ面積欄の () の中に当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。

袋井駅南、月見里、川井西、土橋、大門地区のみ提出が必要です。

外部仕上表

記入例

屋根・外壁・工作物等の箇所	仕上材	色彩（マンセル値）	アクセントカラー
外壁(図面1-①)	ガルバリウム鋼板	6.0Y7.5/5.4	
外壁(図面1-②)	サイディング	4.5BG7.5/1.3	
外壁(図面1-③)	モルタル	5.5YR7.5/3.0	
外壁(図面1-④)	タイル張り	5.5YR7.5/8.0	○
門塀(図面2-①)	コンクリートブロック	5.0PB8.0/1.5	
門塀(図面2-②)	コンクリートブロック	4.5PB8.5/1.2	
↑※図面で該当箇所が分かるようにしてください。			

※アクセントカラー（基準外色彩）は、その欄に「○」を記入する。

アクセントカラー使用割合表

箇所（面の方向）	外壁面の面積	アクセントカラー面積	割合
外壁（南面） （図面1-④）	200.0㎡	16.0㎡	8.0%
	㎡	㎡	%
	㎡	㎡	%

※アクセントカラー（基準外色彩）の使用可能範囲は、使用する外壁面（見付面積）の10%以下。